

業務仕様書

1. 業務名 令和9年度長崎県法人関係税申告書等印字及び封入等業務

2. 業務内容 プログラム開発、印刷物作成、データ印字及び封入

3. 処理件数 別紙1のとおり

4. 処理要件

(1) 作業場所の指定

受託業者は、当該作業の場所を定めなければならない。

(2) 汚損又は破損による処理

- ① 作業中汚損又は破損した場合は、受託業者の責任において再度作成すること。
- ② 汚損又は破損した印刷物は、シュレッダー等による処理を行い、個人情報が流出しないよう受託業者の責任において処分を行うこと。

(3) セキュリティ関係

- ① 提供されたデータ及び記憶媒体については、防災、盗難等の対策を十分に行ったうえで、厳重に保管すること。
なお、業務終了後においては、確実にデータを消去すること。
- ② 当該業務に使用する各部屋への入退室管理を徹底すること。
- ③ 当該業務に使用するコンピュータへのアクセス制限を徹底すること。
- ④ 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）を遵守すること。
- ⑤ 別記「個人情報取扱特記事項」第14に基づき、作業現場における調査に協力すること。

(4) 運搬責任

運搬にあたっては、個人情報保護が適正に確保される方法を採用し、受託業者の責任で行うこと。

5. 提供データの概要

- (1) ファイル形式 CSV形式
- (2) 文字コード SJISコード ※本県独自の外字を含む。
- (3) ファイルレイアウト 契約締結後別途通知
- (4) 記憶媒体 契約後に県から指定する

6. 処理日程

別紙2のとおり

7. 個別仕様

(1) 申告書等へのデータ印字プログラム開発

テスト用データを提供するので、テスト印字した申告書等を提出すること。なお、提供日については、別途協議のうえ決定する。

(2) 印刷物作成

- ① 作成仕様については、別紙3参照のこと。
- ② 県より提供する印刷物を含め、在庫管理を行い、納品後は報告（在庫表提出）を行うこと。
- ③ 帳票レイアウトについては別添のとおり

(3) データ印字

- ① 本番用データについては、別紙2のとおり提供する。
- ② 郵便送付用カスタムバーコードを印字する。
（コード体系については、日本郵便株式会社で定めているとおり）

(4) 封入

- ① 別紙4のパターン毎に各1部封入する。なお、次のものは県より提供する。
 - ア 確定申告書（第6号様式（その2））（1セット3枚・A4縦）
 - イ 予定申告書（第6号の3様式（その2））（1セット2枚・A4縦）
 - ウ 予定申告書（第6号の3様式（その2）次葉）（1セット2枚・A4縦）
 - エ お知らせ（A3二つ折り）
 - オ 欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書（1セット2枚・A4縦）※ただし、パターンBにおいては2部
- カ 窓付き封筒（角形A4号及び長形3号） ※長形3号はパターンC・E・Fに使用
- ② 送付先納税者番号があるものは封入しない。
- ③ 封緘しないこと。

8. 納入

(1) 納入日 別紙2のとおり

(2) 場所 長崎振興局税務部法人課税課（長崎市万才町3-17）

※令和9年4月以降に諫早市内へ納入場所変更の予定がある。その場合は（1）の納入日とともに協議の上、調整・変更する。

(3) 梱包等

- ① 一定の数量毎に段ボール箱へ格納し、その外側に、品名・数量・納入年月日・受託業者名を表示したうえで納入すること。
- ② 納入後に納入場所において県で追加封入等があるので、本番用データの順番どおりに、封筒又は帳票を段ボール箱へ格納すること。

（別紙Ⅰ）年間処理件数

処理（書類）名称		R9	(参考) 月最大
データ 印字	確定申告書〔納付書付〕	4,000	1,300
	予定申告書〔納付書付〕	600	200
	納付書	30,000	6,000
	あて名用紙	23,000	5,500
	税額等のお知らせ（確定申告分）	30	10
	税額等のお知らせ（予定申告分）	20	5
	事務所・事業所所在市町調査票	23,000	5,500
封 入		23,000	6,500

(別紙2) 令和9年度 データ提供日・納入日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
データ作成日	4/2	5/6	6/2	7/2	8/2	9/2	10/1	11/1	12/1	1/4	2/2	3/2
データ提供日	4/2	5/6	6/2	7/2	8/2	9/2	10/1	11/1	12/1	1/4	2/2	3/2
納入日	4/12	5/14	6/14	7/12	8/13	9/13	10/12	11/12	12/13	1/14	2/14	3/13

※納入時間は毎月12時とする。

(別紙3) 印刷物作成仕様

品名1		確定申告書〔納付書付〕		数量	19,600
形態		複式帳票	規格	横12.5インチ×縦13.0インチ	
紙質	1枚目	ノーカーボン紙（上用紙）		厚さ	N50
	2枚目	ノーカーボン紙（中用紙）		厚さ	N50
	3枚目	ノーカーボン紙（下用紙）		厚さ	N50
刷色		1色（セピア色） ※3枚目のみ両面印刷			
加工		ミシン目（縦3本、横1本）			
備考		発色：黒 減感：有 ※法人県民税事業税確定（予定）申告書の帳票レイアウトについては、作成日におけるものであり、令和9年度のは契約締結後に提供する。			

品名2		予定申告書〔納付書付〕		数量	5,400
形態		複式帳票	規格	横12.5インチ×縦13.0インチ	
紙質	1枚目	ノーカーボン紙（上用紙）		厚さ	N50
	2枚目	ノーカーボン紙（中用紙）		厚さ	N50
	3枚目	ノーカーボン紙（下用紙）		厚さ	N50
刷色		1色（草色） ※3枚目のみ両面印刷			
加工		ミシン目（縦3本、横1本）			
備考		発色：黒 減感：有 ※法人県民税事業税確定（予定）申告書の帳票レイアウトについては、作成日におけるものであり、令和9年度のは契約締結後に提供する。			

品名3		納付書		数量	19,800
形態		複式帳票	規格	横7.8インチ×縦8.5インチ	
紙質	1枚目	ノーカーボン紙（上用紙）		厚さ	N50
	2枚目	ノーカーボン紙（中用紙）		厚さ	N50
	3枚目	ノーカーボン紙（下用紙）		厚さ	N50
刷色		1色（白色） ※3枚目のみ両面印刷			
加工		ダイカットミシン目（縦1本）、ミシン目（縦2本）			
備考		発色：黒 減感：有 印刷内容は横2面付け			

品名 4	あて名用紙	数量	27,000
形態	P P C 用紙（中性紙）	規格	A 4 サイズ
刷色	I 色（白色）		
加工			
備考			

品名 5	事務所・事業所所在市町調査票	数量	25,000
形態	P P C カラー用紙	規格	A 4 サイズ
刷色	I 色（黄色）	紙厚	6 4 g
加工			
備考			

品名 6	税額等のお知らせ（確定申告分）	数量	50
形態	P P C 用紙（中性紙）	規格	A 4 サイズ
刷色	I 色（白色）		
加工			
備考			

品名 7	税額等のお知らせ（予定申告分）	数量	50
形態	P P C 用紙（中性紙）	規格	A 4 サイズ
刷色	I 色（白色）		
加工			
備考			

(別紙4) 封入パターン

書類名称	パターン							
	A	Z1	B	Z5	C	D	E	F
確定申告書（6号）〔納付書付〕	●	●	●	●	×	×	×	×
予定申告書（6号の3）〔納付書付〕	×	×	×	×	●	●	×	×
納付書	×	×	×	×	×	×	●	●
あて名用紙	●	●	●	●	●	●	●	●
事務所・事業所所在市町調査票	●	●	●	●	×	×	●	×
税額等のお知らせ（確定申告分）	×	×	●	●	×	×	×	×
税額等のお知らせ（予定申告分）	×	×	×	×	×	●	×	×
確定申告書(第6号様式（その2）)	×	×	●	●	×	×	×	×
予定申告書（第6号の3様式（その2）)	×	×	×	×	×	●	×	×
予定申告書（第6号の3様式（その2）次葉）	×	×	×	×	×	●	×	×
チラシⅠ（お知らせ）	●	●	●	●	●	●	●	●
欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書	●	×	●●	×	×	×	×	×
封入点数	5	4	8	6	3	6	4	3

作成
支給品

確定		予定		確定	予定
1.2号	3号	1.2号	3号	全法人	全法人
紙申告				電子	

※欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書 パターンB「●●」は2部封入することを表しています。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

品名 Ⅰ (別紙)

現行（R8年度用）

[illegible]

第六号様式（提出用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第三条・第五条・第十条の二関係）
別紙一

署名
関与税理士

電話

↑総務省 | 新規制定・改正法令・告示 省令 令和6年7月22日交付 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第73号）

R9年度用

点線赤枠部分に項目位置の変更や項目そのものの追加がある

[illegible]

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙六〕

署 名
関与税理士

(强)

【変更箇所】
 法人名欄右側に項目追加
 項番④が左側に縮小し、新項目④を追加
 よって、令和8年度版項番④が令和9年度版では項番⑫となり、以降同様に1つずつずれていく
 R8項番64（R9項番65）の文言追加

出典：総務省 | 新規制定・改正法令・告示 省令 令和8年7月21日交付 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第89号）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001082549.pdf 省令PDFの25/54ページ

帳票レイアウト

作成日

R5.9.30

版17

作成者:NEC

帳票名称

サプシステム

系

法人関係税サプシステム

用紙種別

専用紙

用紙サイズ

令和9年9月9日

長崎県知事殿

所在地

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

整理番号

事務所

管理番号

申請年月日

令和9年9月9日から令和9年9月9日までの事業年度又は連結事業年度の道府県民税の予定申告書

事業税

道府県民税

前事業年度の事業税額

所得割額

付加価値割額

資本金割額

取入割額

前事業年度の特別法人事業税額

特別法人事業税額

予定申告税額

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額

この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要

課税標準

税額

所得割額

所得金額

付加価値割額

付加価値額

資本金等の総額

資本等の金額

取入割額

収入金額

収入金額

合計事業税額

事業税の特定寄附金税額控除額

仮装経理に基づく事業税額の控除額

租税条約の実施に係る事業税額の控除額

納付すべき事業税額

前内訳

所得割

付加価値割

資本金割

取入割

摘要

課税標準

税額

所得割に係る特別法人事業税額

収入割に係る特別法人事業税額

合計特別法人事業税額

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額

租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額

納付すべき特別法人事業税額

備考

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額

この申告により納付すべき道府県民税額

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

特別控除税額等又は別納税額となる法人税額又は特別納税法人税額

法人税割額

道府県民税の特定寄附金税額控除額

税額控除適用額

税額控除適用額

外国の法人税等の額の控除額

仮装経理に基づく法人税割額の控除額

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額

納付すべき法人税割額

道府県民税の特定寄附金税額控除額

特別法人事業税額

第15条の徴収額を受けようとする税額

この申告の期間

前事業年度又は前連結事業年度の期間

通算親法人の事業年度の期間

関与税理士

署名

（電話）

都道府県コード

法人事業税特別法人事業税

口座番号

加入者

所在地及び法人名

XXXXXX

N

N

N

N

N

N

N

年度

※処理事項

管理番号

Z9

67

XXXXXX

申告区分

Z9・Z9・Z9

Z9・Z9・Z9

申告区分

法人税割額

均等割額

延滞金

計

所得割額

付加価値割額

資本割額

収入割額

特別法人事業税

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

合計

納期限

NNZ9年Z9月Z9日

課税事務所

長崎振興局

領収日付印

領収証書

領収者

領収金額

領収日

左側（申告書部分）は令和9年分にレイアウト等が変更予定あり。現時点の変更後案については、別紙右側のとおり。

都道府県コード		法人事業税額		領収証書		9	
420000		特別法人事業税					
長崎県		XXXXXXXXXXXX		加入者		長崎県	
所在地及び法人名							
XXXXXXXX							
N----- (20) -----NNNN							
N----- (20) -----NNNN							
N----- (20) -----NNNN							
N----- (20) -----NNNN							
N----- (20) -----NNNN							
N----- (20) -----NNNN							
様							
年度		※ 処 理 事 項				管理番号	
Z9		67 XXXXXXXXXXXX				XXXXXXXX	
事業年度又は連結事業年度						申告区分	
Z9・Z9・Z9 から Z9・Z9・Z9 まで						中*修*更* 年*正*延* (NN)	
法人道府県民税		法人税割額		01	十億	百万	千 円
		均等割額		02			9
		延滞金		03			
		計		04			
法人事業税・特別法人事業税		所得割額		05			
		付加価値割額		06			
		資本割額		07			
		収入割額		08			
		特別法人事業税		09			
		計(05~09)		10			
		延滞金		11			
		過少申告加算金		12			
		不申告加算金		13			
		重加算金		14			
		計(10~14)		15			
		合 計 額		16			
		(04~15)					
納 募 限		NNZ9年Z9月Z9日					
課税事務所		長 崎 振 興 局					
						領収日付印	

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

77779

左側（申告書部分）は令和9年分にレイアウト等が変更予定あり。
現時点の変更後案については、別紙右側のとおり。

【品名2】

[illegible]

[illegible]

【お願い】

この用紙は、長崎県内において、2以上の市や町に事務所・事業所を設置されている場合に、申告書と一緒に提出してください。

事務所・事業所 所在市町 調査票

振興局名

法人名

管理番号

事業年度
(始期)

年 月 日

◎事務所・事業所を設置されている市町名の下に「○」をご記入願います。

(事業年度の中途または事業年度末において廃止された場合は「△」を記入してください。)

事務所・事業所 所在市町													
長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	西彼杵郡
													長与町
													時津町
													東彼杵町
													川棚町
													波佐見町
													小値賀町
													佐々町
													新上五島町

※ e L T A Xで申告される場合

P D Fファイルかエクセルファイルで作成し、「添付資料」として申告データに組み込んでいただくようお願いいたします。

または、この調査票のみを、申告先の振興局あてにF A Xで送っていただいても結構です。

・長崎振興局税務部 Fax 095-826-6497

☆この様式は、長崎県庁ホームページからダウンロードできます。

長崎県 税 その他の様式

検索



<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/shinseisho-download/houjin2zei/772431.html>

開いたページで最下部までスクロールすると、
「7. 事務所・事業所 所在市町調査票」があります。

エクセルファイルとPDFファイルが
あります

管理番号	
所在地	
法人名	

法人県民税・法人事業税等確定申告にかかる既納付額等について

今期の確定申告の際に必要な既納付額等について、下記のとおりお知らせします。

記

事業年度	令和		年		月		日から	令和		年		月		日の確定申告
道府県民税（法人税割）														
	既に納付の確定した当期分の 法人税割額<14>													
	円													
道府県民税（均等割額）														
	既に納付の確定した当期分の 均等割額<19>													
	円													
事業税														
	既に納付の確定した当期分の 事業税額<53>													
	円													
特別法人事業税														
	既に納付の確定した当期分の 特別法人事業税額<72>													
	円													

※番号は「第6号様式（その2）」に対応しています。

※上記税額は中間(予定)申告額になります。

【 担 当 】

長崎県長崎振興局

税務部法人課税課

電話番号：095-822-3105

管理番号	
所在地	
法人名	

法人県民税・法人事業税等予定申告にかかる税額等について

今期の予定申告の際に必要な税額等について、下記のとおりお知らせします。

記

事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日の予定申告
事業税					道府県民税（法人税割）			
前事業年度の事業税額 <8>					前事業年度の法人税割額 <1>			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					予定申告税額 <2>			
所得割額<9>					この申告により納付すべき法人税割額<4>			
付加価値割額<10>					道府県民税（均等割額）			
資本割額<11>					算定期間中において事務所を有していた月数<5>			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					()円×<5>/12 <6>			
収入割額<12>					この申告により納付すべき道府県民税額<7>			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					※ 番号は第6号の3様式（その2） （初葉）に対応しています。			
所得割額<13>								
付加価値割額<14>								
資本割額<15>								
収入割額<16>								
特別法人事業税								
前事業年度の特別法人事業税額<17>								
特別法人事業税額<18>								
予定申告税額<19>								
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額<21>								

【 担 当 】
長崎県長崎振興局
税務部法人課税課
電話番号：095-822-3105